

東日本大震災発生から九年。札幌地裁では、三月一〇日、東京電力福島第一原発事故で道内に避難した二五七人が国や東電に對して一律一六五〇万円の慰謝料などを求める損害賠償訴訟の判決があった。判決は原発事故に対する、国や東電の責任を厳しく指摘する一方で、賠償に関しては対象となる範囲や額は極めて少なかった。

特に、原告の九割を占める避難指示区域外に居住していた自主避難者に対しては、国が原発事故の「収束宣言」を行った一年一二月末以降は「事故が収束に向かった」と確認できた」などとして、避難にかかった費用や仕事を失ったことに関する損害の賠償は認めなかった。「今も被害は続いている」と原告は控訴する。

◇ 国の責任や賠償額が大きな争点となり、あまり大きく報じられなかったが、判決では賠償は認めない一方、自主避難に対しては一定の理解を示している。

「事故に対する恐怖、放射性物質による身体の影響に対する不安を感じたことは社会通念上相当」として、一一年一二月末以降に自主避難した人も含めて一律三〇万円の慰謝料を認めている。その多くは、すでに東電が支払った賠償額が差し引かれ、判決上の賠償対象とはならなかった。

分断生まない言動を

とはいえ、判決後に記者会見した原告団長（五九）の「国は自主避難の正当性を認めてこなかった。そのことで被災者に不必要な分断が生まれた。ようやくたどり着いた」という声に、その価値が集約されているのではないか。

自主避難の正当性、合理性について、同様の避難者訴訟では概ね認める判決が続いている。自主避難者への賠償額を東電の賠償基準から大幅に増額した一八年三月の京都地裁では「個々人の状況によつて、各自がリスクを考慮して避難したとしても社会通念上、相当な場合はあり得る」とした。

◇ 一方で、国はあくまでも自主避難の正当性を認めない。一七年四月、当時の今村雅弘復興相は自主避難者に対する国の責任について「本人の責任、判断だ。（不満なら）裁判でもやれば良い」と放言。一九年九月の群馬訴訟の控訴審の口頭弁論では、国は自主避難を「（避難指示区域外に）居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」と切り捨てた。

自主避難者として福島を離れた人は二万人に上る。その多くはふるさとに残る人との分断に苦悩してきた。子どもの健康を考へ、避難指示対象区域外から自主避難した

男性は、帰省時に、ふるさとに残る同級生に「おまえの理論なら俺は親失格か」と言われ、親戚には「裏切り者」と陰口をたたかれた。長い年月を掛け和解をした人もあるし、断絶したままの人もある。原告団長は「国は断絶を助長するようなことばかりをしてきた」と語る。

◇ 一七年の復興相発言を引くまでも無く、五輪誘致のための「アンダーコントロール」、帰還を促すための避難先での家賃補助の打ち切り、工程ありきの廃炉計画、振り返れば早々に原発事故を「過去のもの」にしたい政権の姿勢は一貫している。「今も被害を受け続けている」と叫ぶ自主避難者たちの存在は煩わしいのかもしれない。

道内の避難者は二月一〇日現在で一四八〇人。道内に定住を決めた人は避難者として数えない。帰還を望み、暮らしている人がまだこれだけいる。定住を決めた人でも「いつか帰りたい」と望む人もいる。そして「帰ったとき、ふるさととは自分を受け入れてくれるだろうか」と悩む。

司法は自主避難者たちの苦しみをくみ取った。まして事故の責任を問われた国は、分断を生まない言動、施策を心がけるのが当然だ。

△限▽